

令和 年 月 日

## 指定障害福祉サービス「居宅介護、重度訪問介護」重要事項説明書

社会福祉法人 恵心会  
訪問介護ステーションおかめ会

当事業所は居宅介護、重度訪問介護の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4610100580号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護を提供します。当サービスの利用は原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業所	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 事故発生・緊急時の対応について	8
8. 苦情の解決・体制・受付窓口	8
9. 虐待の防止の為の措置に関する事項	9
10. 当法人における個人情報保護に関する方針等について	11

## 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 恵心会        |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市山田町3828番地 |
| (3) 電話番号  | 099-264-0001      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 藤川 忠宏         |
| (5) 設立年月  | 昭和47年11月30日       |

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護、重度訪問介護事業所・平成18年10月1日指定  
鹿児島県4610100580号
- (2) 事業の目的 社会福祉法人恵心会が開設する清谿園訪問介護ステーション「おかめ会」  
(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護、重度訪問介護の事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が利用者に対し、適正な指定居宅介護、重度訪問介護を提供し、本人及び家族の生活向上を計ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 清谿園訪問介護ステーションおかめ会・
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市山田町3801番地
- (5) 電話番号 099-264-0001  
099-264-0012
- (6) 事業所長(管理者)氏名 原田 俊
- (7) 当事業所の運営方針
- ・事業所の訪問介護員等は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。
  - ・指定居宅介護、重度訪問介護は、支援内容、支援時間についても利用者の立場を尊重する。
  - ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成18年10月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市(旧桜島町、旧吉田町、旧郡山町を除く)とする。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:00~17:00
サービス提供時間帯	6:00~22:00

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護・重度訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。R 年 月 日現在

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）		1		名	他職種と兼務
2. サービス提供責任者	5			名	他職種と兼務
3. 訪問介護員		16		名	訪問介護
(1) 介護福祉士		10			訪問介護
(2) 訪問介護養成研修 1 級 （ヘルパー1 級）課程修了者		1			訪問介護
(3) 訪問介護養成研修 2 級 （ヘルパー2 級）課程修了者		5			訪問介護
(4) 訪問介護養成研修 3 級 （ヘルパー3 級）課程修了者					

#### 職務内容

- 管理者 1 名（他職種兼務）
  - ・管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指導命令を行う。
- サービス提供責任者 5 名（他職種兼務）
  - ・サービス提供責任者は、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
  - ・サービス提供責任者は、訪問介護サービス計画書を作成し、利用者に説明、同意を得る。
  - ・サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する研修、技術指導及び訪問介護サービス計画の具体的目標、援助内容の指示、状況についての情報の伝達を行う。
  - ・サービス提供責任者は、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施すること。
  - ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- 訪問介護員等 常勤 5 名以上（サービス提供責任者と兼務）  
非常勤 10 名以上（非常勤）
  - ・訪問介護の実施を行う。ケアプランに基づいて身体的介助、家事援助等を行う。
- 事務職員 若干名
  - ・必要な事務を行う。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

例) 週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、  
 常勤換算では、1 名 (8 時間×5 名÷40 時間=1 名) となります。

#### 勤務の体制

職 種	勤 務 体 制
サービス提供責任者常勤	勤務時間 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
非常勤ヘルパー	サービス提供時間とする

#### 事業の主たる対象者

身 体 障 害 者	知 的 障 害 者
障 害 児	精 神 障 害 者

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- ・当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
- ・当事業所が提供するサービス利用に対しては原則サービス費用の1割（定率負担）となります。
- ・利用者負担額は、市町村が上限を定めており利用者負担額から自治体助成分請求額を控除した額となります。

#### (1) 介護給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護給付から給付されます。

##### <サービスの概要>

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、利用者、受給者証の記載内容に基づき、身体介護、家事援助の訪問介護計画にそってサービスを提供します

##### <サービス内容>。

入浴…困難な部分の入浴介助を行ないます。

食事…困難な部分の食事介助を行ないます。

排泄…排泄誘導介助、オムツ等の対応を行ないます。

掃除…ご契約者の居室の掃除を自立に向け支援します。（ご契約者の居室以外の部屋、庭等の敷地の掃除他、大掃除は行いません。）

調理…ご契約者の食事の用意を自立に向け支援します。（ご家族分の調理は行いません。）

洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を自立に向け支援します。（ご家族分の洗濯は行いません。）

買物…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、料金は次の通りです。

○居宅介護サービス費

1) 居宅における身体介護が中心である場合。

・ 所要時間30分未満の場合	255単位
・ 所要時間30分以上1時間未満の場合	402単位
・ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	584単位
・ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	666単位
・ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	750単位
・ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	833単位
・ 所要時間3時間以上の場合	916単位

（916単位に30分を増すごとに+83単位）

2) 家事援助が中心である場合。

・ 所要時間30分未満の場合	105単位
・ 所要時間30分以上45分未満の場合	152単位
・ 所要時間45分以上1時間未満の場合	196単位
・ 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合	238単位
・ 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合	274単位
・ 所要時間1時間30分以上の場合	309単位

（309単位に15分を増すごとに+35単位）

3) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合。

・ 所要時間30分未満の場合	255単位
・ 所要時間30分以上1時間未満の場合	402単位
・ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	584単位

- ・所要時間 1 時間 3 0 分以上 2 時間未満の場合 6 6 6 単位
  - ・所要時間 2 時間以上 2 時間 3 0 分未満の場合 7 5 0 単位
  - ・所要時間 2 時間 3 0 分以上 3 時間未満の場合 8 3 3 単位
  - ・所要時間 3 時間以上の場合 9 1 6 単位
- ( 9 1 6 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 3 単位)

4) 通院等介助 (身体介護を伴わない場合) が中心である場合。

- ・所要時間 3 0 分未満の場合 1 0 5 単位
  - ・所要時間 3 0 分以上 1 時間未満の場合 1 9 6 単位
  - ・所要時間 1 時間以上 1 時間 3 0 分未満の場合 2 7 4 単位
  - ・所要時間 1 時間 3 0 分以上の場合 3 4 3 単位
- ( 3 4 3 単位に 3 0 分を増すごとに + 6 9 単位)

5) 重度訪問介護サービス費

- ・所要時間 1 時間未満の場合 1 8 5 単位
  - ・所要時間 1 時間以上 1 時間 3 0 分未満の場合 2 7 5 単位
  - ・所要時間 1 時間 3 0 分以上 2 時間未満の場合 3 6 7 単位
  - ・所要時間 2 時間以上 2 時間 3 0 分未満の場合 4 5 8 単位
  - ・所要時間 2 時間 3 0 分以上 3 時間未満の場合 5 5 0 単位
  - ・所要時間 3 時間以上 3 時間 3 0 分未満の場合 6 4 0 単位
  - ・所要時間 3 時間 3 0 分以上 4 時間未満の場合 7 3 2 単位
  - ・所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 8 1 7 単位
- ( 8 1 7 単位に 3 0 分を増すごとに + 8 5 単位)

☆ 初回加算 2 0 0 単位

本加算は、新規利用者及び利用者が過去二ヶ月に、当該指定居宅介護、重度訪問介護事業所から指定居宅介護、重度訪問介護の提供を受けていない場合に算定される。

☆ 福祉・介護職員処遇改善加算

- ・居宅介護

別途合計額に 2 7 . 4 % 相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

・ 重度訪問介護

別途合計額に20.0%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

(2) 利用料金のお支払い方法（契約書8 第条参照）

料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。

(3) 利用の中止、変更、追加（契約書第9 条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更の場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日営業時間までに申し出がなく、前日営業時間以降に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として500 円の取消料をお支払いいただきます。但しご利用者の急病などによる入院等やむを得ない場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、担当の訪問介護員を決定します。ただし、訪問介護員が交替してサービスを提供することもあります。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6 条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7 条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 指定居宅介護、重度訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

指定居宅介護、重度訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### ③ 備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### (5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 7. 事故発生・緊急時の対応について

- (1) 利用者に対する介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合には、県、市町村及び、当該利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- (5) 訪問介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに家族あるいは協力機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

## 8. 苦情の解決・体制・受付窓口（契約書第23条参照）

### (1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 担当者 山本 美紀
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日  
8:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所障害福祉局 福祉部 障害福祉課ゆうあい係	所在地 鹿児島市山下町1番1号 TEL 099-216-1274 FAX 099-216-1274 受付時間 8:30~17:15
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00~16:00

**9. 虐待の防止の為の措置に関する事項** (契約書第24条参照)

1. 訪問介護中において当該利用者が虐待を受けたと思われる場合や生命または身体に重大な危険が生じている場合、速やかに鹿児島市へ連絡を行う。
2. 職員に対する虐待防止に関しての研修を行う。

第25条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は身体障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

指定居宅介護、重度訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明、交付を行いました。

清谿園ヘルパーステーション おかめ会

説明者名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付、説明を受け、指定居宅介護、重度訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書> 介護保険

1. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)  
当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 2. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の〇日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが〇か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|--|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 10. 当法人における個人情報保護に関する方針等について

当法人は、個人情報の取り扱いに関して、その保護に関する方針を以下のとおり定め、適正な取り扱いに努めます。

なお、当法人における個人情報の利用目的やご本人及びご家族への個人情報の開示手続き等については以下のとおりとなっています。

### I. 個人情報の保護に関する方針（プライバシー・ポリシー）

#### 1. 法令の遵守

当法人は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

#### 2. 個人情報の適正な取得

当法人は、個人情報を適正かつ適切な方法で取得します。

#### 3. 個人情報の利用

当法人は、個人情報をその利用目的の範囲で利用します。

#### 4. 個人情報の利用及び個人情報の第三者提供

当法人は、法に基づき許容される範囲を除き、事前にご本人または代理人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

なお、必要に応じて当法人業務の一部を委託する場合に、業務委託先に個人情報の一部を提供する場合がありますが、この場合においても、当法人として業務の委託先に対する適切な監督を行います。

#### 5. 個人情報の適切な管理

当法人は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲内で、出来る限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏洩、滅失、毀失などがないよう十分配慮し、安全に保管します。

#### 6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

当法人が保有する個人情報について、ご本人または代理人から、自らに関する個人情報の開示の申し出、またはその内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い速やかに対応します。

#### 7. 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

当法人は、当法人における個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応いたします

#### 8. 個人情報保護に向けた体制整備、職員教育の実施

当法人は、個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備するとともに、職員の意識啓発に努めます。

## II. 個人情報の利用目的、個人情報の開示などについて

### 1. 当法人における個人情報の利用目的について

当法人における個人情報の利用目的は、以下の業務の適切な実施を通じて、介護サービス利用者の生活の質の向上や、地域福祉の充実を図ることにあります。

#### 介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的

〔介護関係事業者の内部での利用者に係る事例〕

- ・ 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運營業務のうち、
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故などの報告
  - 当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者への情報提供を伴う事例〕

- ・ 当該事業所などが利用者等に提供する介護サービスのうち、
  - 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - その他業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
  - 保険事務の委託
  - 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

#### 上記以外の利用目的

〔介護関係事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・ 介護関係事業者の管理運營業務のうち
  - 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 介護保険施設等において行われる学生などへの実習協力

## 2. ご本人及びご家族の個人情報の開示について

- ① 訪問介護利用者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療関係等に訪問介護利用者に関する心身の状況等の情報を提供すること並びに、それに付随して家族の情報を提供すること。
- ② 介護支援専門員の主催するサービス担当者会議、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、訪問介護利用者及びその家族の個人情報を用いること。
- ③ 福祉や介護の現場の研修や学習会などにおいて、訪問介護利用者本人の氏名および家族の氏名を伏せた上で、個人情報を開示すること及び、ビデオ映像やスライドなどの写真を開示すること。
- ④ 新聞社やテレビ局などの報道機関から依頼があった場合に、訪問介護利用者本人の氏名及び家族の氏名を伏せた上で、記事にさせてもらうこと及び放映させてもらうこと。

当法人が所有する個人情報については、ご本人またはその代理人からの申し出に応じ開示いたします。開示を希望される場合には以下の手続きにてお申し出ください。

### (1) お申し出の方法

所定の申出書（事務所に用意しています）及びご本人または代理人であることを確認できる書類1点（運転免許証、パスポート…など）を同封のうえ、ご持参もしくは、下記宛郵送にてお送りください。（個人情報保護の観点から郵送に限ります。）

#### (送付先)

〒891-0104 鹿児島市山田町 3801 番地

社会福法人 恵心会 清谿園訪問介護ステーションおかめ会

※封筒の表に「変更等申出書在中」と明記いただくようお願いいたします。

### (2) 回答方法

当法人より申出書に記載されている住所宛に、書面などにて回答いたします。

1. お問い合わせ窓口について

当法人における個人情報の取り扱いについてのご意見、ご照会、また苦情等については、その内容に基づいて下記の各事業所までご連絡ください。

事業所名	電話番号	住所（郵送の場合）
特別養護老人ホーム 清谿園	代表 099-264-0001	〒891-0104 鹿児島市山田町 3828 番地
短期入所生活介護		
事務所		
居宅介護支援事業所		
地域密着型特定施設しゅうゆう		
デイサービスセンター 花時計		
デイサービスセンターてふてふ		
訪問介護事業所 おかめ会		
訪問入浴介護事業所 清谿園		
配食サービス		
デイサービスセンターひめゆり	099-263-1081	〒891-0105 鹿児島市中山町 八反田 5217 番地
グループホーム どんぐり		

